

岐阜県博物館協会 後援等の承認に関する規程

1. 趣旨

この規程は、岐阜県博物館協会による後援等の承認について必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

この規程において、後援等とは以下の定義によるものとする。

- (1) 後援とは、協会が申請者の事業の目的に賛意を表し、名義使用を承認することをいう。
- (2) 協賛とは、協会が申請者の事業や趣旨に賛同し、協力することをいう。
- (3) 共催とは、協会が申請者と共同で事業を催すことをいう。

3. 後援等の申請者についての基準

- (1) 本協会加盟館又は岐阜県内外の博物館
- (2) 国又は地方公共団体の行政機関
- (3) 博物館に係る諸団体
- (4) その他会長が認める者

4. 事業の内容

博物館活動の充実及び文化振興に寄与すると認められる講演会、研究会、展覧会、その他催しであること。

5. 申請

後援等を申請しようとする場合は、任意の様式により申請書を提出すること。申請書には事業の内容を記載すること。

6. 後援等の承認

後援等の申請を岐阜県博物館協会会長が適当であると認めたとき、承認の通知を発するものとする。

附則

この要綱は、令和元年6月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年3月13日から施行する。